

第2編 大学 > 第7章 学生生活

麗澤大学学友会会則

昭和34年11月18日制定
平成24年4月1日最近改正

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、麗澤大学学友会と称する。

(目的)

第2条 本会は、麗澤大学創立の精神に則り、会員の融和とその知的情操的教養の向上並びに健康の増進を図るための各種の活動を行うことを目的とする。

(会員)

第3条 本会は、麗澤大学学部学生を会員とする。

第2章 本部

(役員)

第4条 本会に、執行部として、次の役員を置く。

(1) 会長1名、副会長1名、会計1名以上、書記1名以上、庶務1名以上

(役員の仕事)

- 第5条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その仕事を代行する。
3 会計は、本会の会計業務を担当する。
4 書記は、記録業務を担当する。
5 庶務は、本会活動に必要な庶務一般を担当する。

(役員の選出)

第6条 会長及び副会長は、会員中から選挙によって選出する。その他の役員は、会長が就任の際に会員中から指名する。ただし、総会において承認を得なければならない。
2 選挙規則は、別に定める。

(選挙日・任期)

第7条 役員の選挙は、11月中に行うことを原則とする。
2 役員の任期は、4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(役員の不信任)

第8条 各役員に会員の連署押印による過半数の不信任が表明されたときは、1週間以内に臨時総会を開き、投票数の過半数の不信任があるときは、役員はその資格を失う。

(役員の辞任)

第9条 役員がやむを得ない理由により辞表を提出した場合、会長は代表者会議の承認を得てこれを受理する。

(欠員補充)

第10条 役員に欠員は、次の方法によって補う。
(1) 会長が欠員となった場合には、代表者会議の議を経て、副会長がただちに会長となる。
(2) その他の役員の場合には、代表者会議の議を経て会員中からこれを補うことができる。

(本部会議)

第11条 会長は、本会活動を円滑に推進するため、随時、本部会議を開くことができる。

第3章 総会

(総会)

第12条 本会は、最高決議機関として総会を置く。

(総会の議決事項)

第13条 次の事項は、総会の議を経なければならない。
(1) 会則の改定
(2) 事業計画の承認
(3) 予算の承認
(4) 決算の承認
(5) 役員改選の承認
(6) 部の新設の承認
(7) その他本会に関する重要事項
2 総会は、前項第7号の事項の一部を代表者会議に委託することができる。

(総会の構成・議決)

第14条 総会は、第3条に定める会員のうち、留学又は休学中の者を除く会員で構成する。
2 総会の議決は、出席者の過半数を必要とする。賛否同数の場合は、議長がこれを決することができる。

(議決権・議決権行使書)

第15条 会員は、議決権を有する。なお、議決権は、書面によって行使することができる。
2 議決権行使書は、少なくとも総会開催日の1週間前に配布しなければならない。ただし、緊急の場合は、この限りではない。
3 会員は、議決権行使書を総会の前日までに提出するものとする。

(招集・議長等)

第16条 総会は、会長がこれを招集する。
2 議長及び副議長は、総会のつど、出席会員の中から会長が指名し、出席者の過半数の承認を得て選出される。

(定例総会・臨時総会)

第17条 定例総会は、毎学期1回これを開く。ただし、次の場合は、ただちに臨時総会を開かなければならない。
(1) 会長が必要と認めるとき。
(2) 代表者会議が必要と認めるとき。
(3) 会員の5分の1以上の要求があったとき。

(公示)

第18条 総会の招集及びその議案は少なくとも総会開催日の1週間前に公示しなければならない。ただし、緊急の場合は、この限りではない。

第4章 削除

第19条 削除

第20条 削除

第21条 削除

第22条 削除

第23条 削除

第24条 削除

第25条 削除

第5章 委員会

(委員会)

第26条 本会に、委員会を置く。
2 委員会は、出版委員会、企画委員会、麗陵祭実行委員会及び音響・照明委員会とし、それぞれ委員長1名、副委員長1名及び委員若干名をもって構成する。ただし、委員長が必要と認めるときは、副委員長を2名以上とすることができる。
3 会長が必要と認めるときは、前項に定める委員会のほかに、特別委員会を設けることができる。ただし、この場合は、その名称、任務及び設置期間等を代表者会議に諮り、承認を得なければならない。

(委員会の任務)

第27条 委員会は、各々その任務に応じて、本会活動の企画、立案及び実施に当たるものとする。

(委員長等・任期)

第28条 委員会の委員長は、会長が任命する。副委員長及び委員は各委員長が指名し、会長の承認を得るものとする。その任期は、役員に準ずる。
2 役員は、委員長を兼任することはできない。
3 委員長及び副委員長がやむを得ない理由により辞表を提出した場合、会長は代表者会議の承認を得てこれを受理する。

第6章 部

(部)

第29条 本会は、第2条の目的達成のため、部を置くことができる。

(部長等)

第30条 部は、部員の互選による部長、副部长及び会計1名を置く。

(部の新設)

第31条 部の新設は、次の各号の条件を満たすことを原則とする。ただし、第1号について、部長会の推薦があるときは、この限りではない。
(1) 同好会活動3年以上であること。
(2) 部として対外的な行事・大会等に参加できる人数であること。
(3) 年間の活動実績があること。
2 年間の活動実績に関する細則は別に定める。
3 部の新設を希望する同好会は、その理由、部の目的、名称、部長名、部員名、部員数、活動記録及び顧問名を記載した書類を、学友会会長に提出し、部長会で諮り、代表者会議の議を経て総会の承認を得なければならない。
4 第31条第1項の条件を満たさなくなった場合は、1年以内に新設時の条件に戻さなければならない。

(部の改廃)

第32条 部の廃止及び同好会への変更は、部長会で諮り、代表者会議の承認を得なければならない。

2 部の廃止及び同好会への変更を希望する団体は、理由書を学友会会長に提出し、代表者会議の会計監査を受けなければならない。

(学外団体との交渉)

第33条 部が学外の団体と交渉若しくは連携しようとするときは、部長は学長を通じて学長の承認を得なければならない。

第7章 部長会

(部長会)

第34条 本会は、第6章に定める部の運営を統括するため、部長会を置く。

(部長会の構成)

第35条 部長会は、各部の部長をもって構成する。ただし、第4条に定める役員、学生支援グループの職員及び各部の会計は、必要に応じて出席することができる。

(議長等・任期)

第36条 部長会は、部長の互選による議長1名及び副議長1名を置く。ただし、役員及び委員会の委員長は、これを兼任することはできない。議長及び副議長の任期は、役員に準ずるものとする。

(定例部長会・臨時部長会)

第37条 定例部長会は毎月1回、議長がこれを招集する。ただし、次の場合は臨時に部長会を開かなければならない。

(1) 会長、若しくは部長会議長が必要と認めたとき。

(2) 部長会員の3分の1以上の要求があったとき。

2 部は、定例部長会において、部長会議長に活動結果報告書を提出するものとする。

(部長会の任務)

第38条 部長会は本会の向上及び部活動の活性化を図り、また、活動報告、活動予定及び部の改廃について討議し、代表者会議に報告するものとする。

第8章 代表者会議

(代表者会議)

第39条 本会は、本会運営の具体的事項を討議し、決議するため、代表者会議を置く。

(代表者会議の決議事項)

第39条の2 次の事項は代表者会議の議を経なければならない。

(1) 総会の議を経るべき事項

(2) 総会から委託された事項

(3) 各事業及び各行事の実施計画案

(4) 予算の不足に伴う補正に関する事項

(5) 任期途中の役員、委員会の委員長及び副委員長の辞任及び補充

(6) 部の改廃

(7) その他各号に準ずる事項

(代表者会議の構成)

第40条 代表者会議の構成員は、次のとおりとする。

(1) 第4条に定める役員

(2) 第26条第2項及び第3項に定める委員会の委員長及び副委員長

(3) 第36条に定める部長会議長及び副議長

(代表者会議の議決)

第40条の2 代表者会議は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 代表者会議の議決は、出席者の過半数を必要とする。賛否同数の場合は議長がこれを決する。

(招集・議長)

第41条 代表者会議は、原則として毎月2回、会長がこれを招集する。ただし、次の場合は、ただちに代表者会議を開かなければならない。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 部長会及び各委員会の要求があったとき。

2 議長は、学友会副会長とする。

第9章 会計

(入会金)

第42条 会員は、入会に際し入会金4,000円を納入する。

(会費)

第43条 会員は、会費として年額6,000円を4月に一括して納入する。

ただし、1年間休学の場合、これを免除する。

(予算・会計年度)

第44条 予算案は、本部が各委員会及び各部の意見を聴取して作成するものとする。

2 本部が作成した予算案は、代表者会議で審議し、総会の承認を得なければならない。

3 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(決算・会計帳簿)

第45条 年度決算は、代表者会議及び総会で報告しなければならない。なお、年度決算は、学長の監査を受けなければならない。

2 本会の会計帳簿は、随時、会員の閲覧に備えるものとする。

(寄付の授受)

第46条 寄付の授受に関しては、そのつど、学長の承認を要する。

第10章 顧問・会友

(最高顧問)

第47条 学長は、本会の最高顧問となる。

(顧問)

第48条 最高顧問は、本会のために顧問を委嘱する。

2 顧問は、本会の運営に協力し、総会に1名以上出席するものとする。なお、顧問は、会長から本部会議、代表者会議、委員会及び部長会への出席依頼があったとき、又は顧問が必要と認めるときは、出席することができる。

(会友)

第49条 大学院生・別科日本語研修課程生並びに廣池学園の教職員は、本会の会友となり、本会の行事に参加することができる。

第11章 雑則

(事務の所管)

第50条 この会則に関する事務は、学友会が所管する。

(会則の改定)

第51条 この会則は、総会において出席者の過半数以上の議決をもって可決し、学長の承認を得て改定することができる。

附 則

- 1 この会則は、昭和34年11月18日から施行する。
- 2 この会則は、昭和36年1月25日から改定施行する。
- 3 この会則は、昭和36年12月1日から改定施行する。
- 4 この会則は、昭和39年2月6日から改定施行する。
- 5 この会則は、昭和43年1月30日から改定施行する。
- 6 この会則は、昭和44年1月30日から改定施行する。
- 7 この会則は、昭和45年1月31日から改定施行する。
- 8 この会則は、昭和49年1月31日から改定施行する。
- 9 この会則は、昭和51年1月30日から改定施行する。
- 10 この会則は、昭和55年6月13日から改定施行する。
- 11 この会則は、昭和55年6月27日から改定施行する。
- 12 この会則は、昭和56年1月30日から改定施行する。
- 13 この会則は、昭和57年1月29日から改定施行する。
- 14 この会則は、昭和60年4月1日から改定施行する。
- 15 この会則は、昭和62年4月27日から改定施行する。
- 16 この会則は、平成元年1月21日から改定施行する。
- 17 この会則は、平成2年4月19日から改定施行する。
- 18 この会則は、平成4年4月1日から改定施行する。
- 19 この会則は、平成6年4月1日から改定施行する。
- 20 この会則は、平成6年12月15日から改定施行する。
- 21 この会則は、平成7年12月7日から改定施行する。
- 22 この会則は、平成9年5月29日から改定施行する。
- 23 この会則は、平成9年12月10日から改定施行する。
- 24 この会則は、平成10年12月8日から改定施行する。
- 25 この会則は、平成12年12月5日から改定施行する。
- 26 この会則は、平成13年5月22日から改定施行し、平成13年4月1日から適用する。
- 27 この会則は、平成14年4月1日から改定施行する。
- 28 この会則は、平成24年4月1日から改定施行する。